

放課後等デイサービスについて

1 民間事業所の町有財産活用について

(1) 全体土地利用

町の土地利用計画に基づき推進する

(2) 財産活用

ア 方式 行政財産の使用許可

イ 使用料 芽室町行政財産使用料条例の規定による

ウ 期間 使用開始日～令和5年3月31日

※上記を試行期間とし、使用許可の継続については期間終了時に協議

(3) 地域協議

町内会長等に説明（10月中旬予定）

事業所決定後、速やかに住民説明会を実施（11月下旬予定）

(4) 経費負担

事業実施のための改修費、光熱水費は事業者が負担

管理上必要な経費は町が負担

2 公募について

(1) 選考方式

公募型プロポーザル方式

(2) 公募期間

令和3年10月15日～10月29日

3 スケジュール

| | | |
|------|-------|-----------------|
| 令和3年 | 10月中旬 | 事業者公募開始 |
| | 11月上旬 | 事業者決定 |
| | 11月中旬 | 経過報告（厚生文教常任委員会） |
| | 11月下旬 | 住民説明会 |
| 令和4年 | 2月以降 | 事業開始 |